

〔石谷 肇、吉村 賢太郎〕

1. ダークファイバを公正に利用できる環境を早急に整備する

ブロードバンド時代を迎え、ダークファイバの重要性が益々高まっている。ダークファイバの開放に関しては、2000 年末に NTT が開放に踏み切ったほか、自治体が所有する「下水道光ファイバ」といった地域インフラや、一部の電力会社などのダークファイバにおいても芯線貸しが行われるようになった。

しかしながら、ダークファイバを利用できる事業者は、第 1 種通信事業者に限定されており、大多数の第 2 種事業者は利用できない状況にある。ネットワークを保有しこれをもとにサービスを提供する第 1 種通信事業者が益々有利となる環境が形成されているといわざるを得ない。

本来、ダークファイバのようなネットワークインフラは、どの通信事業者に対しても公正に提供されるべきものである。従来の専用線サービスと比較して圧倒的に安いダークファイバが公正に利用できる環境が整備されれば、通信事業への新規参入も促し、わが国の IT ビジネスの活性化に与える影響は非常に大きい。

ダークファイバの公正な利用を実現するためには、国として少なくとも次のような課題に取り組む必要がある。

1) ダークファイバ事業と通信サービス事業の分離

現行の第 1 種事業の優位性を是正するために、ダークファイバ渡しの事業を「電気通信設備を他の事業者に提供し、自らは電気通信サービスの提供を行わない事業形態」として明確に位置付け、第 1 種事業と分離（例えば第 0 種事業といった新たな区分の制定）する。すなわち、ネットワーク部門とサービス部門との分離を図る。これにより、電力・鉄道などの事業者もダークファイバ貸し事業（光ファイバーの転貸事業）などが機動的にできるようになり、ラストワンマイルの競争を促進する。

2) 第 2 種事業者へのダークファイバの開放

第 2 種事業者が第 1 種事業者と対等に事業を展開できるようにするために、第 2 種事業者もダークファイバを公正に利用できる制度を整備する。これにより、小規模な IT 企業でも、光ファイバを利用した通信サービスを提供できるようになり、IT 産業の成長を加速する。

3) 国、自治体が保有する公共施設用ダークファイバの開放

e-Japan やブロードバンドビジネスの進展においては、整備が立ち遅れる地方部のブロードバンド化が重要な課題である。民間事業者依存だけでは都市との通信インフラ格差がこれまで以上に拡大し、地方部への IT 企業、SOHO 事業者等の集積が進まなくなる可能性がある。電力・鉄道会社が保有するダークファイバだけでなく、国等が保有する公共施設管理用ダークファイバを広く開放すれば、民間通信事業者の地方展開を容易にし、地方部のブロードバンド化を促進するものと推測される。

2. 通信と放送の融合を視野に入れた通信事業関連法の規制緩和

ブロードバンドの急速普及により、動画のストリーミングサービスが本格化しようとしている。しかし現状のサービスは伝送速度 1 Mbps 以下が大部分であり、TV 並みの画質や安定性には及んでいない。一般的に地上波 TV 並みの快適さを得るには 4Mbps、BS デジタルハイビジョンクラスでは 30Mbps の速度が必要とされる。主に CATV や衛星放送事業者を対象とした電波通信役務利用放送法では、送信時の伝送速度 4Mbps 以上の放送サービスを適用対象としており、放送法に準ずる厳しいコンテンツ規制を受けることとなる。総務省の見解では IP 技術を用いた通信放送サービスについても、同法の適用を受けることとされており、今後数年のうちに本格化する通信と放送の融合に大きな障害となる恐れがある。短期的には同法の適用除外規定の見直し（伝送速度の上限引き上げ）が求められるが、今後画像圧縮・伝送技術が向上し、通信と放送の中間に位置するサービスが拡大する中で、中期的には放送法の準用自体が問題となってくる。上述した通信事業法等の見直しを検討していく際には、通信と放送の融合も視野に入れつつ、放送法の規制緩和も一体化して考えていく必要があるものとする。

(石谷 肇、吉村賢太郎)

2 IP化の進展がネットワーク形態に与える影響

項目名	主な意見
IP化の進展は、ネットワーク形態に影響を与えられ るが、PSTNとIP網の並存が 相当期間継続するもの と考えるか、それとも IP網への移行が加速的 に進展する可能性がある と考えるか。	

項目名	主な意見
<p>また、物理的なネットワーク構造（バックボーン系、アクセス系）は、例えば、P2P（Peer to Peer）通信等の新たな通信形態の登場に伴って影響を受けると考えられるか（例えば、ネットワークの統合化の進展の可能性、地域アクセス網のボトルネック性に与える影響、片方向（下り）から双方向（上り・下り）へのブロードバンド化の進展等）</p>	

項目名	主な意見
その他、IP化の進展がネットワーク形態に与える影響として、どのような事項が考えられるか。	

3 I P 化の進展が電気通信市場構造に与える影響

項目名	主な意見
<p>I P 化が進展し、音声、データ、映像を統合した多様なサービス提供を可能とし、また P 2 P 通信の登場など新たな通信形態が登場することにより、電気通信市場構造にどのような影響があると考えられるか（例えば、通信市場への参入の容易化がプレイヤー間競争に与える影響、レイヤー縦断型のビジネスモデルに与える影響、固定・移動サービスを統合した新たなビジネスモデルの登場の可能性、通信サービスの単位当たり収入の減少が電気通信事業者の収益構造に与える影響等）。</p>	

項目名	主な意見
その他、IP化の進展が電気通信市場構造に与える影響として、どのような事項が考えられるか。	

4 IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響

項目名	主な意見
電気通信事業分野における競争促進策として、引き続き、設備競争とサービス競争を同時に促進していくという方針で対処していくことでよいか。	

項目名	主な意見
<p>IP化の進展に伴い新規性のある技術が多数登場し、多様なサービス提供が実現していくことが期待される中、競争政策として、競争中立性・技術中立性を確保する観点からどのような点に留意していくことが必要と考えられるか。</p>	

項目名	主な意見
<p>現行の競争の枠組みについて、IP化の進展により見直しが必要となる事項としてどのような事項が考えられるか（例えば、支配的事業者の指定に係る市場の画定の在り方、料金規制・接続ルールに与える影響、技術基準の在り方、消費者保護の観点から留意すべき事項等）。</p>	

項目名	主な意見
その他、IP化の進展が競争環境整備の在り方に与える影響として、どのような事項が考えられるか。	

5 その他検討すべき事項

項目名	主な意見
<p>その他、IP化(又はブロードバンド化)の進展に伴って検討が必要となる事項として、どのような事項が挙げられるか。</p>	<p>2. 通信と放送の融合を視野に入れた通信事業関連法の規制緩和</p> <p>ブロードバンドの急速普及により、動画のストリーミングサービスが本格化しようとしている。しかし現状のサービスは伝送速度1Mbps以下が大部分であり、TV並みの画質や安定性には及んでいない。一般的に地上波TV並みの快適さを得るには4Mbps、BSデジタルハイビジョンクラスでは30Mbpsの速度が必要とされる。主にCATVや衛星放送事業者を対象とした電波通信役務利用放送法では、送信時の伝送速度4Mbps以上の放送サービスを適用対象としており、放送法に準ずる厳しいコンテンツ規制を受けることとなる。総務省の見解ではIP技術を用いた通信放送サービスについても、同法の適用を受けることとされており、今後数年のうちに本格化する通信と放送の融合に大きな障害となる恐れがある。短期的には同法の適用除外規定の見直し(伝送速度の上限引き上げ)が求められるが、今後画像圧縮・伝送技術が向上し、通信と放送の中間に位置するサービスが拡大する中で、中期的には放送法の準用自体が問題となってくる。上述した通信事業法等の見直しを検討していく際には、通信と放送の融合も視野に入れつつ、放送法の規制緩和も一体化して考えていく必要があるものと考えられる。</p>